

# 公的統計の整備に関する基本的な計画

令和5年3月28日

## 第1 施策展開に当たっての基本的な方針

### 1 第Ⅳ期基本計画策定の基本理念

公的統計は、国民の合理的な意思決定を支える社会の重要な情報基盤として社会で利活用されるものでなければならない。公的統計は、証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making。以下「EBPM」という。）を支える適切な情報として利活用されることにより、国民生活の持続的向上や新たな産業の創造等に資する行政施策の企画立案等に役立つなど、日本社会の将来に直接貢献できる。また、社会経済の状況を的確に表す公的統計は、国民が将来の生活設計や支出、資産運用等を行うための判断材料となるとともに、企業が生産・販売計画を立て、投資や資金調達等を行うための基礎資料としても役立つものである。さらに、公的統計が学術研究に利活用されることにより、社会の持続的成長に資する基礎資料を広く世界に発信することができる。

このように、公的統計は、社会の様々な主体に利活用されるものであり、社会経済情勢が大きく変化していく中で、利用者の適切な意思決定に役立つため、変化に的確に対応し、社会に有用な高い品質の統計が絶えず作成され、より使いやすく提供されることが求められている。公的統計は、様々な情報源の中で国民が真っ先に思い浮かべ、信頼し、広く利用する社会の不可欠な情報基盤として、社会経済の発展や国民生活の向上に一層役立つものとならなければならない。

政府には、公的統計の役割が十分に発揮されるために、信頼性の高い有用な利用しやすい統計、すなわち、「総合的な品質の高い公的統計」を適時かつ確実に提供することを目指し、総合的な品質向上に向けてたゆまぬ努力を続けていくことが求められている。令和5年度（2023年度）を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅳ期基本計画」という。）は、そのような政府の取組を一層推進するものとなる必要がある。

### 2 第Ⅲ期基本計画とその実施状況の振り返り

#### (1) 第Ⅲ期基本計画の策定及び計画期間中の状況

平成30年度（2018年度）を始期とする「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅲ期基本計画」という。）の策定及び施行の過程では、公的統計に関し、これまでにない大きな動きがあった。

平成28年（2016年）12月に経済財政諮問会議において「統計改革の基本

なお、データ駆動型社会の実現や様々な情報との接合可能性が高まるよう産業分類等のコードを積極的に開示していく。

## 6 統計各分野の取組

### (1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備等

人口減少に伴う労働力不足や、物価上昇に伴う賃金の目減り等に直面する中、経済の原動力たる雇用・労働に関する統計のニーズは引き続き高く、基幹統計調査である労働力調査、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査及び就業構造基本調査を中心に、関連統計の整備を進めている。

これまでも労働力調査については、雇用情勢をより多角的に把握する観点から、未活用労働に関する指標を平成30年（2018年）から公表している。毎月勤労統計調査については、かねてから課題となっていた標本交代に伴う断層に対処する観点から、平成30年（2018年）からローテーション・サンプリング<sup>23</sup>を導入する等、精度向上に向けた見直しを進めている。

また、賃金構造基本統計調査については、多様な分析に資するため、平成27年（2015年）から令和元年（2019年）までの調査分に係る匿名データの提供を行うこととしている。

さらに、「骨太2022」において、テレワークの促進やフリーランスが安心して働ける環境の整備等、多様な働き方を推進することとされている中、令和4年就業構造基本調査では、関連の調査事項を追加するなどの取組を行っている。

一方で、雇用・労働環境が大きく変化し続ける中では、技術的に精度向上を図りつつ、時系列比較が可能となるようデータの把握・蓄積を続けるとともに、調査事項の見直し等実態を的確に把握するための不断の改善努力が必要となる。

特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけに、多様な働き方が一層加速しているため、その実態をよりの確に把握することが求められている。また、近年、急増している外国人労働者の実態が既存の統計調査では十分に把握できていないという課題にも対処する必要がある。

したがって、雇用・労働に関する基礎的なデータについては、既存の基幹統計調査により継続的・安定的に把握することを基本とすべきである。その上で、新たな社会の動きを的確に把握し、それを雇用・労働環境に関する統計に反映させるため、関連統計の整備や基幹統計調査の調査事項

---

<sup>23</sup> 標本となる報告者を一斉に入れ替えるのではなく、段階的に入れ替える方法。これにより、標本の入れ替えに伴うデータへの影響を抑制することが期待される。

の一部見直しの取組を進めていくことが必要である。

以上を踏まえて、第Ⅳ期基本計画期間においては、外国人の雇用・労働に係る統計整備のための新たな統計調査を実施し、その結果を分析・検証した上で、必要に応じて、既存の統計調査において在留資格等外国人労働者の属性情報の把握に努める。

また、毎月勤労統計調査の精度向上の取組を引き続き進める。さらに、多様化する働き方の動向を明らかにするため、社会情勢の変化や労働・雇用制度の変遷を捉えながら、実態を的確に把握するための検討を行う。

## (2) 環境に関する統計の整備・改善

気候変動対策が喫緊の社会的課題である中、急速な原材料価格の高騰に伴う企業の収益圧迫や国民負担増加に直面したことなどを受け、グリーントランスフォーメーション（GX）の加速化が国政の重点投資分野に位置付けられた。今後、施策展開に必須となる環境関連統計の整備の優先度が飛躍的に高まっている。

これまでも、環境に関する統計については、温室効果ガス<sup>24</sup>排出・吸収量等に関する統計データの充実等を進めており、例えば、家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するために必要な統計調査を整備する等、データの蓄積を進めている。

また、企業における温室効果ガス排出量の算定に重要な「エネルギー消費統計」の精度向上等の取組も進展しており、国際機関へのデータ提供等にも一定の進展がみられている。廃棄物の排出の実態についても、精度向上や公表の早期化等、統計調査の改善が進んでいる。

前述のSDGグローバル指標のうち、山地総面積に対する植生被覆（山地グリーンカバー指数<sup>25</sup>）については、人工衛星データを利活用して算出・検証するなどの取組も行っている。

一方、経済活動と環境負荷の関係の見える化のため、前述1（3）のとおり、脱炭素の観点から経済活動の環境への影響をGDPに反映させる指標の研究も進めている。

こうした状況を踏まえて、第Ⅳ期基本計画期間においては、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）でも掲げられている、温室効果ガス排出・吸収量データの算定の更なる精緻化に向け、環境統計の体系的整備の観点からも、引き続き環境・エネルギーに関する各種統計の整

---

<sup>24</sup> 二酸化炭素やメタン等、大気中の熱を吸収する性質のあるガスのことを指す。

<sup>25</sup> 山地の総表面に対するグリーンカバー（植生被覆）の百分率のことをいう。

| 項目                                    | No. | 具体的な措置、方策等   | 担当府省  | 実施時期                   |
|---------------------------------------|-----|--|-------|------------------------|
| 5 統計の比較可能性の確保等の取組                     | 37  | ○ 日本標準産業分類については、生産技術の類似性に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた見直しとなるよう、令和5年度（2023年度）末までに改定を行う。  | 総務省   | 令和5年度（2023年度）末までに実施する。 |
|                                       | 38  | ○ 日本標準職業分類については、国際標準職業分類の状況や職業に関する動向等も踏まえつつ、令和8年度（2026年度）末までに改定することを目指す。   | 総務省   | 令和8年度（2026年度）末までに実施する。 |
|                                       | 39  | ○ 生産物分類については、令和8年経済センサス - 活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。   | 総務省   | 令和5年度（2023年度）末までに実施する。 |
|                                       | 40  | ○ 生産物分類のより一層の活用を促進する観点から、経済センサスの適用状況等を踏まえつつ、統計基準としての設定も視野に入れて検討を進める。   | 総務省   | 令和5年度（2023年度）から実施する。   |
|                                       | 41  | ○ 上記までに示す各分類の改定等の作業を進めるほか、統計基準を適時・適切に見直すなどの観点を踏まえ、令和5年度（2023年度）以降においても日本標準産業分類及び生産物分類の更なる改定を見据えて取り組む必要がある。このため、両分類の課題を網羅的に整理するとともに、その内容を踏まえた改定の方向性を検討する。 | 総務省   | 令和5年度（2023年度）から実施する。   |
| 6 統計各分野の取組<br>(1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備 | 42  | ○ <u>外国人の雇用・労働に係る統計の整備のため、具体的な検討を進めつつ、新たな統計調査を実施する。</u>  | 厚生労働省 | 令和5年度（2023年度）から実施する。   |
|                                       | 43  | ◎ 毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む。   | 厚生労働省 | 令和5年度（2023年度）から実施する。   |